

第4次亀山市行財政改革大綱

実施計画

令和8年3月

三重県亀山市

目次

目標Ⅰ 時代に即した行政システムへの改革

重点方針1 行政マネジメントシステムの再構築

【1取組】

1	行政評価システムの改善	政策部 政策推進課	P1
---	-------------	-----------	----

重点方針2 AI等のデジタル技術を活用した業務の効率化

【7取組】

2	生成AI等の活用	政策部 DX戦略室	P2
3	電子入札システムの導入	総務財政部 財務課	P3
4	マイナンバーカードの保有率維持向上	市民文化部 市民課	P4
5	保育現場におけるICT機器等の活用	子ども未来部 子ども政策課	P5
6	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と資料のペーパーレス化	教育委員会事務局 学校教育課	P6
7	情報伝達の効率化	危機管理監 防災安全課	P7
8	公金収納のデジタル化	会計管理者 会計課	P8

重点方針3 行政サービスの最適化

【8取組】

9	市公式LINEの運用	政策部 広報秘書課	P9
10	オンライン市役所の推進	政策部 DX戦略室	P10
11	各種補助金の適正化	総務財政部 財務課	P11
12	公共施設の開所時間等の見直し	総務財政部 財務課	P12
13	受益者負担の適正化	総務財政部 財務課	P13
14	公金収納（後期高齢者医療保険料）のデジタル化	市民文化部 市民課	P14
15	デジタル・アーカイブの推進	市民文化部 歴史博物館	P15
16	廃棄物処理に係る費用負担の最適化	産業環境部 環境課	P16

重点方針4 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

【4取組】

17	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	総務財政部 総務課	P17
18	組織体制構築と人材確保	総務財政部 総務課	P18
19	働きやすい職場環境づくり	総務財政部 総務課	P19
20	有資格者の計画的養成	消防本部 消防総務課	P20

重点方針5 柔軟な働き方の促進

【1取組】

21	仕事と家庭の両立支援	総務財政部 総務課	P21
----	------------	-----------	-----

重点方針6 職員の意識・能力の向上

【2取組】

22	コンプライアンス制度の適正な運用	総務財政部 総務課	P22
23	職員の能力開発	総務財政部 総務課	P23

目標II 将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針7 事業再編の断行

【1取組】

24	重度心身障害者介助者手当等の見直し	健康福祉部 地域福祉課	P24
----	-------------------	-------------	-----

重点方針8 徹底した歳出削減

【3取組】

25	小学校プールにおける民間施設利用の実施	教育委員会事務局 教育総務課	P25
26	雑誌スポンサー制度の活用	教育委員会事務局 図書館	P26
27	ポスター掲示場設置場所の見直し	選挙管理委員会事務局	P27

重点方針9 歳入の確保・強化

【12取組】

28	企業版ふるさと納税の取組の推進	政策部 政策推進課	P28
29	未利用地の売却	総務財政部 財務課	P29
30	特別徴収義務者の指定及び徹底	総務財政部 税務課	P30
31	市税（現年度）の収納率の向上	総務財政部 税務課	P31
32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	子ども未来部 子ども政策課	P32
33	ふるさと納税の推進	産業環境部 商工観光課	P33
34	新たな産業団地の確保とさらなる企業誘致の推進	産業環境部 商工観光課	P34
35	観光資源を活かした観光プロモーションの強化	産業環境部 商工観光課	P35
36	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	建設部 建築住宅課	P36
37	学校給食費（現年分）の収納率の向上	教育委員会事務局 教育総務課	P37
38	医業未収金の徴収対策	地域医療部 病院総務課	P38
39	亀山市における森林経営管理制度の推進に向けたJ-クレジット創出事業の推進	産業環境部 農林振興課	P39

重点方針10 公共施設・資産の統廃合・有効活用

【5取組】

40	公共施設マネジメントの推進	総務財政部 財務課	P40
41	新庁舎整備の推進	総務財政部 財務課	P41
42	消防団組織・施設の適正管理	消防本部 消防総務課	P42
43	学校施設の長寿命化改修の実施	教育委員会事務局 教育総務課	P43
44	医療センター施設設備の長寿命化	地域医療部 病院総務課	P44

重点方針1 1 特別会計・企業会計等の経営健全化

【7取組】

45	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上	市民文化部 市民課	P45
46	国民健康保険税の適正な負担	市民文化部 市民課	P46
47	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	市民文化部 市民課	P47
48	水道事業の健全かつ持続可能な運営	上下水道部 上水道課	P48
49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な運営	上下水道部 下水道課	P49
50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な運営	上下水道部 下水道課	P50
51	病院事業の健全かつ持続可能な運営	地域医療部 病院総務課	P51

目標Ⅲ 協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針1 2 市民参画・連携の推進

【4取組】

52	協働によるまちづくりの推進	市民文化部 まちづくり協働課	P52
53	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	建設部 建設管理課	P53
54	地域公共交通のリ・デザイン	政策部 政策推進課	P54
55	多様な主体と連携したネイチャーポジティブの促進	産業環境部 環境課	P55

重点方針1 3 民間活力の活用促進

【5取組】

56	新たな官民連携手法の検討	総務財政部 財務課	P56
57	借上型市営住宅の推進	建設部 建築住宅課	P57
58	ネイチャーポジティブ経営の促進による、民間活力を活用した生物多様性の保全と活用	産業環境部 環境課	P58
59	包括的民間委託の導入と継続	建設部 建設管理課	P59
60	官民連携事業の導入と継続	上下水道部 下水道課	P60

重点方針1 4 行政機関の横断連携と強化

【1取組】

61	鈴鹿亀山地区広域連合との連携	政策部 政策推進課	P61
----	----------------	-----------	-----

重点方針1 5 共助による支え合いの基盤の強化

【3取組】

62	I C Tを活用した情報交流の推進	市民文化部 まちづくり協働課	P62
63	地域防災力の向上	危機管理監 防災安全課	P63
64	健都サポーター育成による地域での健康活動の拡大	健康福祉部 健康推進課	P64

第3次行財政改革大綱後期実施計画との比較

【第4次行財政改革大綱実施計画】

【第3次行財政改革大綱後期実施計画】

I 時代に即した行政システムへの改革

01. 行政マネジメントシステムの再構築

継続	1	行政評価システムの改善	←	10	行政評価システムの改善
				11	事務事業の採択及び再編手法の改善

02. A I等のデジタル技術を活用した業務の効率化

拡充	2	生成A I等の活用	←	1	全庁的なA I・R P A等の導入推進
継続	3	電子入札システムの導入	←	7	電子入札の導入
継続	4	マイナンバーカードの保有率維持向上	←	3	マイナンバーカードの取得率向上
継続	5	保育現場におけるI C T機器等の活用	←	4	保育現場におけるI C T機器等の活用
継続	6	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と資料のペーパーレス化	←	21	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と会議資料のペーパーレス化の推進
新規	7	情報伝達の効率化			
新規	8	公金収納のデジタル化			

03. 行政サービスの最適化

継続	9	市公式L I N Eの運用	←	5	市公式L I N Eの導入
拡充	10	オンライン市役所の推進	←	6	行政手続のオンライン申請等の推進
拡充	11	各種補助金の適正化	←	42	各種補助金の検証
新規	12	公共施設の開所時間等の見直し			
新規	13	受益者負担の適正化			
新規	14	公金収納（後期高齢者医療保険料）のデジタル化			
新規	15	デジタル・アーカイブの推進			
新規	16	廃棄物処理に係る費用負担の最適化			

【第4次行財政改革大綱実施計画】

【第3次行財政改革大綱後期実施計画】

04. 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

継続	17	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理
----	----	-----------------------

継続	18	組織体制構築と人材確保
----	----	-------------

継続	19	働きやすい職場環境づくり
----	----	--------------

継続	20	有資格者の計画的養成
----	----	------------

←	25	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理
---	----	-----------------------

	26	公文書ペーパーレス化の推進
--	----	---------------

←	14	定員適正化の推進
---	----	----------

	20	新たな職員採用制度の導入と多様な人材の確保
--	----	-----------------------

←	18	安全で快適な職場環境の整備
---	----	---------------

←	16	職務に必要な資格保持者の養成
---	----	----------------

05. 柔軟な働き方の促進

継続	21	仕事と家庭の両立支援
----	----	------------

←	12	時間外勤務時間の削減
---	----	------------

	13	有給休暇の取得促進
--	----	-----------

	19	時代の変化に対応した柔軟な働き方の推進
--	----	---------------------

06. 職員の意識・能力の向上

継続	22	コンプライアンス制度の適正な運用
----	----	------------------

継続	23	職員の能力開発
----	----	---------

←	24	コンプライアンス制度の適正な運用
---	----	------------------

←	15	人事評価制度の再構築
---	----	------------

	22	モチベーションを高める職場環境の推進
--	----	--------------------

	23	階層別研修体系の構築・充実
--	----	---------------

【第4次行財政改革大綱実施計画】

【第3次行財政改革大綱後期実施計画】

Ⅱ 将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

07. 事業再編の断行

継続	24	重度心身障害者介助者手当等の見直し
----	----	-------------------

←	62	重度心身障害者介助者手当等の見直し
---	----	-------------------

08. 徹底した歳出削減

新規	25	小学校プールにおける民間施設利用の実施
継続	26	雑誌スポンサー制度の活用
新規	27	ポスター掲示場設置場所の見直し

←	54	小学校プール施設の統廃合の検討
←	40	図書館の蔵書充実のための財源確保

09. 歳入の確保・強化

継続	28	企業版ふるさと納税の取組の推進
継続	29	未利用地の売却
継続	30	特別徴収義務者の指定及び徹底
継続	31	市税（現年度）の収納率の向上
継続	32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上
継続	33	ふるさと納税の推進
拡充	34	新たな産業団地の確保とさらなる企業誘致の推進
継続	35	観光資源を活かした観光プロモーションの強化
継続	36	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上
継続	37	学校給食費（現年分）の収納率の向上
継続	38	医業未収金の徴収対策
新規	39	亀山市における森林経営管理制度の推進に向けたJ-クレジット創出事業の推進

←	35	企業版ふるさと納税の活用
←	28	普通財産の有効活用・売却
←	29	特別徴収事業所の拡大
←	30	市税（現年度）の収納率の向上
←	32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上
←	36	ふるさと納税の推進
←	37	市内への企業誘致の推進と新たな産業団地の確保に向けた検討
←	38	地域資源を活かした観光プロモーションの強化
←	33	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上
←	39	学校給食費（現年分）の収納率の向上
←	34	医業未収金の徴収対策

【第4次行財政改革大綱実施計画】

【第3次行財政改革大綱後期実施計画】

10. 公共施設・資産の統廃合・有効活用

拡充	40	公共施設マネジメントの推進	←	52	公共施設等総合管理計画の推進
				57	公共施設の跡地利用
継続	41	新庁舎整備の推進	←	58	新庁舎整備の推進
継続	42	消防団組織・施設の適正管理	←	53	消防団施設の見直し
拡充	43	学校施設の長寿命化改修の実施	←	59	学校施設の長寿命化
継続	44	医療センター施設設備の長寿命化	←	55	医療センター施設設備の長寿命化

11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

継続	45	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上	←	44	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上
継続	46	国民健康保険税の適正な負担	←	45	国民健康保険税の適正な負担
継続	47	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	←	46	データヘルス計画に基づく保健事業の実施
継続	48	水道事業の健全かつ持続可能な運営	←	48	有収率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営
継続	49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な運営	←	49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営
継続	50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な運営	←	50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営
継続	51	病院事業の健全かつ持続可能な運営	←	51	経常収支比率100%及び医業収支比率90%の達成

【第4次行財政改革大綱実施計画】

【第3次行財政改革大綱後期実施計画】

Ⅲ 協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

12. 市民参画・連携の推進

拡充	5 2	協働によるまちづくりの推進
継続	5 3	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大
新規	5 4	地域公共交通のり・デザイン
新規	5 5	多様な主体と連携したネイチャーポジティブの促進

←	7 7	協働によるまちづくりの推進
←	7 8	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大

13. 民間活力の活用促進

拡充	5 6	新たな官民連携手法の検討
継続	5 7	借上型市営住宅の推進
新規	5 8	ネイチャーポジティブ経営の促進による、民間活力を活用した生物多様性の保全と活用
拡充	5 9	包括的民間委託の導入と継続
新規	6 0	官民連携事業の導入と継続

←	6 5	新たな官民連携手法の検討
←	6 6	民間借上げ型市営住宅の推進

←	4 3	河川等維持管理工事補助金交付要綱の策定
---	-----	---------------------

14. 行政機関の横断連携と強化

継続	6 1	鈴鹿亀山地区広域連合との連携
----	-----	----------------

←	6 7	広域連携の検討
---	-----	---------

15. 共助による支え合いの基盤の強化

継続	6 2	I C Tを活用した情報交流の推進
継続	6 3	地域防災力の向上
新規	6 4	健都サポーター育成による地域での健康活動の拡大

←	7 1	I C Tを利活用した情報交流の仕組みの構築
←	7 4	自主防災組織等の強化

目標 I

時代に即した行政システムへの改革

目 標：①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針：01. 行政マネジメントシステムの再構築

取組	行政評価システムの改善				
取組部署	政策部 政策推進課				
関連部署					
現状と課題	限られた行政経営資源の下、効果的な施策推進を図るため、これまでも施策・事務事業の効果的かつ効率的な推進や、効果的な事務事業の採択・再編手法の確立など、システムの改善を図ってきた。今後においても、現行の行政評価システムについて、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。				
最終目標 (目指す姿)	評価結果が施策や事務事業に積極的にフィードバックされるなど、より効果的な評価が実施できているとともに、評価作業における事務負担の軽減も図れている。				
最終目標指標	行政評価システムの改善				
取組内容	現行の行政評価システムを検証し、効果と評価に係る事務量のバランスを踏まえた上で、より効率的で効果的な評価システムへの改善を行う。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	行政評価システムの改善	行政評価システムの改善	行政評価システムの改善	行政評価システムの改善	行政評価システムの改善

拡 充

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：02. A I 等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	生成A I 等の活用				
取組部署	政策部 DX戦略室				
関連部署	全課・室				
現状と課題	人口減少や少子高齢化社会が進行し、今後も生産年齢人口の減少が推計される中、必要な行政サービスを維持できなくなることが懸念されている。このような状況においても、中長期的に行政サービスを維持・充実させるためには、A I をはじめとするデジタル技術を最大限に活用し、行政サービスや行政事務に変革をもたらすことが必要である。				
最終目標 (目指す姿)	A I 等の新たなデジタル技術の活用により、更なる業務の効率化・省力化が図られている。				
最終目標指標	生成A I 等を活用した職員の割合 80%				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生成A I 等を活用し業務の効率化・省力化を図る。 ・新たなデジタル技術の活用に向けた調査・研究を行う。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・生成A I の活用 ・A I 議事録作成支援システムの活用 ・新たなデジタル技術の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成A I の活用 ・A I 議事録作成支援システムの活用 ・新たなデジタル技術の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成A I の活用 ・A I 議事録作成支援システムの活用 ・新たなデジタル技術の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成A I の活用 ・A I 議事録作成支援システムの活用 ・新たなデジタル技術の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成A I の活用 ・A I 議事録作成支援システムの活用 ・新たなデジタル技術の調査・研究

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：02. A I 等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	電子入札システムの導入				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署	政策部 DX戦略室				
現状と課題	<p>本市では、紙の入札書を用いて郵便入札や対面入札を実施しているが、行政DXの推進に伴い、近年、国の交付金を活用して電子入札システムを導入する自治体が増えている。電子入札の導入により、入札・契約事務の効率化が図られ、コスト削減にもつながるものの、システム導入費以上に毎年の運用コストがかかるとともに、事業効果を踏まえ、入札事務を一元化するなど組織体制の見直しについても検討する必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	電子入札システムの導入により、入札事務の効率化や迅速化が図られるとともに、入札参加者の利便性向上につながっている。また、入札のオンライン化により、入札の透明性や公平性、競争性の向上にもつながっている。				
最終目標指標	システム導入により短縮された入札事務等の時間：450時間（年間）				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システムの導入に係る費用対効果等の調査 ・本市の実情に即したシステム（ベンダー）を選定し、運用マニュアルやコンテンツ作成、操作研修など導入に向けた取組を行う。 ・電子入札については、段階的に導入することとし、初年度（R12）は建設工事を対象とする。（※以降については、入札事務の一元化を図り、全ての入札を対象とすることを想定） 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの比較検討 ・市内事業者ヒアリング 	<p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの比較検討 ・市内事業者ヒアリング 	<p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの比較検討 ・市内事業者ヒアリング 	<p>○導入準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム（ベンダー）選定 ・運用規定、コンテンツ作成 ・職員研修及び業者説明会 ・操作研修 	<p>○運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事のみ導入

継 続

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：02. A I 等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	マイナンバーカードの保有率維持向上				
取組部署	市民文化部 市民課				
関連部署	総務財政部 税務課				
現状と課題	<p>窓口における申請のほか、出張申請や個別訪問など、マイナンバーカードの申請機会の拡大を図ったことにより、令和7年9月末現時点でのマイナンバーカードの保有率は81.2%となっている。マイナンバーカードを活用した行政サービスのオンライン化を進めるためにも、各種証明書のコンビニ交付サービスやマイナ保険証の利用といった利便性の周知を図るなど、カードの保有率の維持向上に向けた取組が必要である。</p>				
最終目標 (目指す姿)	市民の誰もがオンライン化された行政サービスを受けることができ、各種手続きにかかる市民の負担軽減や窓口業務の効率化が図られている。				
	最終目標指標	マイナンバーカードの保有率：86%			
取組内容	保有率の維持向上のため、引き続きコンビニ交付サービスなど既存のサービスの周知を行うほか、マイナンバーカードの新規申請者・更新申請者の増加につながるよう、出張申請や個別訪問を通じて無料写真撮影サービス等を含めた申請手続きのサポートを行う。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサービスの周知 ・申請手続きのサポート ・保有率：83.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサービスの周知 ・申請手続きのサポート ・保有率：84% 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサービスの周知 ・申請手続きのサポート ・保有率：84.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサービスの周知 ・申請手続きのサポート ・保有率：85% 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサービスの周知 ・申請手続きのサポート ・保有率：86%

目 標： ①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針： 02. A I 等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	保育現場における I C T 機器等の活用				
取組部署	子ども未来部 子ども政策課				
関連部署	幼稚園、保育所、認定こども園				
現状と課題	幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズの高まりが加速する一方で、保育士不足の深刻化などもあり、保育現場で働く保育士の労働環境を改善するため、業務の負担軽減が求められている。 (令和6年度) コドモン内のシステム機能の活用数：7				
最終目標 (目指す姿)	令和5年度に公立幼稚園及び保育所等全13園において運用を開始した総合保育支援システム(コドモン)を最大限活用することで、職員の事務負担を軽減し、労働環境の改善を目指す。				
	最終目標指標	コドモン内のシステム機能の活用数：16			
取組内容	令和5年度に公立幼稚園及び保育所等全13園でコドモンの本格運用を開始したが、園の状況によりシステム機能の活用状況が様々であることが判明したことから、各園の活用状況を全園で情報共有し、システムの操作研修や勉強会を自主的かつ継続的に実施するとともに、幼保の使用様式をコドモンの内で統一するなど、システムを最大限活用することで職員の事務負担軽減の取り組みを展開していく。 また、コドモンを活用したキャッシュレス化の取り組みを令和8年度まで検討、令和9年度から公金の一部において実施し、各園における現金徴収に係る業務負担の軽減を図る。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能の操作研修・勉強会の実施 ・システム機能の積極的活用、保育に係る使用様式の統一化及びキャッシュレス化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能の操作研修・勉強会の実施 ・システム機能の積極的活用、保育に係る使用様式の統一化の検討及びキャッシュレス化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能の操作研修・勉強会の実施 ・システム機能の積極的活用、保育に係る使用様式の統一化の検討・実施 ・システム機能活用数：前年比3増 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能の操作研修・勉強会の実施 ・システム機能の積極的活用、保育に係る使用様式の統一化の検討・実施 ・システム機能活用数：前年比3増 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能の操作研修・勉強会の実施 ・システム機能の積極的活用、保育に係る使用様式の統一化の検討・実施 ・システム機能活用数：前年比3増

継 続

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：02. A I等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と資料のペーパーレス化				
取組部署	教育委員会事務局 学校教育課				
関連部署	教育委員会事務局 教育推進課				
現状と課題	個人情報を含む会議や授業研究等、対面で行う必要がある会議や研修会がある一方、オンラインシステムで開催可能なものも少なくない。また、会議資料等も紙配付が依然として多く、ペーパーレス化が十分に進んでいない。				
最終目標 (目指す姿)	会議や研修会について、内容によってオンライン化を行い、ペーパーレス化を図る。				
最終目標指標	オンライン会議（対面とオンラインのハイブリッド）の増加（令和7年度比10%増）				
取組内容	オンライン会議または、オンラインと対面が選択できるハイブリッドの会議や研修会を増やし、会議のペーパーレス化と効率化をすすめる。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	現在行っているオンライン会議の継続とオンラインで行える会議研修会の検討	現在行っているオンライン会議の継続と各担当者会議等のオンライン化	現在行っているオンライン会議の継続と各担当者会議等のオンライン化	現在行っているオンライン会議の継続と各担当者会議等のオンライン化	現在行っているオンライン会議の継続と各担当者会議等のオンライン化

目 標： ①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針： 02. A I 等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	情報伝達の効率化				
取組部署	危機管理監 防災安全課				
関連部署					
現状と課題	災害時における情報伝達の効率化を図るため、防災アプリを情報伝達の主軸とした新たなシステムを整備し、情報発信を一元化・デジタル化したことで、職員の負担軽減と迅速な対応体制が構築された。 そのような中、防災アプリの普及率は、情報伝達の有効性を左右する重要な要素であり、行政財政改革の観点からも、効率的かつ持続可能な運用体制の確立に不可欠であるため、今後、住民への防災アプリの加入促進を図る必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	新たな防災情報伝達システムにおいて情報伝達の主体となる防災アプリへの加入を促進することで、市民に迅速かつ確実に防災情報の伝達が行われる。				
	最終目標指標	防災アプリ加入者数：20,000人			
取組内容	防災アプリについて広報紙等のあらゆる媒体で周知を行うとともに、防災講座等の機会をとらえて説明やインストールの支援を行うことで加入促進を図る。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	防災アプリについての周知、説明及び支援	防災アプリについての周知、説明及び支援	防災アプリについての周知、説明及び支援	防災アプリについての周知、説明及び支援	防災アプリについての周知、説明及び支援

新規

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：02. A I 等のデジタル技術を活用した業務の効率化

取組	公金収納のデジタル化				
取組部署	会計管理者 会計課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	自治体や公金ごとに利用できる決済サービス等が不揃いでわかりづらく、自治体が指定する金融機関でしか支払ができない現状である。また、金融機関・自治体ともに、紙の納付書の仕分けや管理等が大きな事務負担となっている。 さらに、金融機関ごとに収納の結果が反映されるまでに差があることから、公金収納の見直しを図る必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	公金収納での地方税統一QRコード（以下「e L-QR」）の活用により、納付者の利便性向上及び収納事務の効率化を図る。				
最終目標指標	国から重点的に要請されているe L-QRの活用による納付者の利便性の向上と収納事務の効率化				
取組内容	国から重点的にe L-QRの活用を要請されている、地方税以外の公金で、その性質上、当市の区域外に納付者が広く所在する公金（行政財産目的外使用料、道路占用料）について、e L-QRを導入し、活用を進める。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	・関係部署との協議	・財務会計システム改修	・eL-QR導入	・eL-QRによる円滑な公金収納	・eL-QRによる円滑な公金収納

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：03. 行政サービスの最適化

取組	市公式LINEの運用				
取組部署	政策部 広報秘書課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	<p>市公式LINEでは、市政情報やイベント案内など発信するほか、道路損傷等の通報や、応急診療やごみなどのニーズの高い情報へのアクセスができるメニューを設けるなど、幅広い世代への情報発信を行っている。</p> <p>現行計画では令和7年度末で5,000人の登録を目指しているが、9月末時点の登録者数は約4,150人で、目標達成は難しい状況である。</p> <p>より多くの人に利用いただけるよう、配信内容の充実や電子申請メニューの拡充などが必要である。</p> <p>(令和6年度) 登録者数：3,566人</p>				
最終目標 (目指す姿)	市公式LINEを通じて幅広い世代の人がいつでもどこでも自分のニーズにあった市政情報を得やすい環境が整備できているほか、オンライン手続きの利用が広がっている。				
最終目標指標	登録者数：9,000人				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配信内容の充実等を図りながらメッセージ配信を行うとともに、ホームページ等へのアクセスにつながるリンクを積極的に活用するなど、他の媒体との補完性を高め、拡散性のある取り組みを展開する。 ・ 広報紙等で周知するほか、教育委員会が運用するLINEアカウント「つながる連絡」で市公式LINEを案内するなど、登録促進を図る。 ・ 行政DXを推進するため、関係部署と連携し、市民のニーズが高いと思われる電子申請メニューの拡充に取り組む。 				
実施年度	R8	R9	R10	R11	R12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報等の配信・投稿 ・ 各種媒体での登録案内 ・ 電子申請メニューの拡充の検討・推進 ・ 友だち登録者数：5,500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報等の配信・投稿 ・ 各種媒体での登録案内 ・ 電子申請メニューの拡充の検討・推進 ・ 友だち登録者数：6,500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報等の配信・投稿 ・ 各種媒体での登録案内 ・ 電子申請メニューの拡充の検討・推進 ・ 友だち登録者数：7,500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報等の配信・投稿 ・ 各種媒体での登録案内 ・ 電子申請メニューの拡充の検討・推進 ・ 友だち登録者数：8,500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報等の配信・投稿 ・ 各種媒体での登録案内 ・ 電子申請メニューの拡充の検討・推進 ・ 友だち登録者数：9,000人

拡 充

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：03. 行政サービスの最適化

取組	オンライン市役所の推進				
取組部署	政策部 DX戦略室				
関連部署	全課・室				
現状と課題	行政手続きのオンライン化をはじめとするデジタル技術の活用を妨げている規制等を見直し、業務プロセスのデジタル化を加速させ、行政事務の効率化と行政サービスの利便性向上を実現する必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	様々な行政手続きについて、実現性や効果性の高い手続きから順次オンライン化を進め、行政事務の効率化と行政サービスの質・利便性の向上が図られている。				
最終目標指標	オンライン手続き数（累計）400件				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性や効果性の高い手続きから順次オンライン化を進める。 ・恒常的なオンライン手続きについては、手続きを一覧にしたサイトを作成し、利用者の利便性向上を図る。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化進捗管理 ・手順まとめサイト作成 ・オンライン化フォーム作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化進捗管理 ・手順まとめサイト管理 ・オンライン化フォーム作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化進捗管理 ・手順まとめサイト管理 ・オンライン化フォーム作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化進捗管理 ・手順まとめサイト管理 ・オンライン化フォーム作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化進捗管理 ・手順まとめサイト管理 ・オンライン化フォーム作成支援

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：03. 行政サービスの最適化

取組	各種補助金の適正化				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署	担当課・室				
現状と課題	補助金を効果的・効率的に交付するために「補助金の適正化に関する基準」により補助金の適正化を図りつつ、運用をしている。 今後、時代の変化や新たなニーズに合わせ、より効果的・効率的な補助金について、既存の補助金の見直しやスクラップ・アンド・ビルドによる再編などを検討する必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	時代の変化や新たなニーズに合わせたより効率的・効果的な補助金を実現し、市民満足 の向上や事務を軽減する。				
最終目標指標	より実効性の高い基準とするための「補助金の適正化に関する基準」の改訂				
取組内容	「補助金の適正化に関する基準」や、国・県の動向や他市事例、市民の声などを参考に、補助金の見直しや再編による効果的・効率的な補助金の在り方を検証し、補助金のあり方の見直しを実施。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	補助金の適正化に関する基準の改訂	補助金の在り方 の見直しの実施	補助金の在り方 の見直しの実施	補助金の在り方 の見直しの実施	補助金の在り方 の見直しの実施

新規

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：03. 行政サービスの最適化

取組	公共施設の開所時間等の見直し				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	本庁などの窓口業務については、コンビニ交付の実施など、来庁せずに手続きが可能な事務を増やす取組を行っており、また、他の公共施設については、来庁者数が少ない時間帯などがあるため、職員の働き方改革、市民ニーズへの対応、財政状況などの観点から、開所時間等を見直す必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	各公共施設の来庁者数が少ない時間帯などについて、開所時間の短縮を行い、その時間を職員間の情報共有や業務改善のための見直しを行う時間とすることで、市民サービスの向上を図る。				
最終目標指標	開所時間等の見直しの実施				
取組内容	各公共施設における時間ごと等の利用率の調査を実施し、開所時間の見直しを行う。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> 各公共施設における時間ごと等の利用率の調査 開所時間の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間の見直し

目 標： ①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針： 03. 行政サービスの最適化

取組	受益者負担の適正化				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署	担当課・室				
現状と課題	使用料・手数料の受益者負担金は、特定の市民に提供するサービスの対価として、公平性の観点から市民の理解を得ながら適正を図ることとしているため、昨今の物件費の高騰や人件費の上昇などの社会情勢の変化に伴う見直しを実施する必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	市民間の公平性の確保と行政サービスの質の向上に取り組み、より効率的で持続可能な行政サービスを提供する。				
最終目標指標	昨今の社会情勢に対応した「受益者負担の適正化に関する基準」へ見直し				
取組内容	市民間の公平性の確保と行政サービスの質の向上に取り組み、より効率的で持続可能な行政サービスを提供する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	受益者負担の適正化に関する基準の見直し、基準に基づく使用料、手数料の算定	使用料、手数料の見直し	使用料、手数料の見直し	使用料、手数料の見直し	使用料、手数料の見直し

新規

目 標： ①時代に即した行政システムへの改革

重点方針： 03. 行政サービスの最適化

取組	公金収納（後期高齢者医療保険料）のデジタル化				
取組部署	市民文化部 市民課				
関連部署	公金収納のデジタル化の対象部署				
現状と課題	自治体や公金ごとに利用できる決済サービス等が不揃いでわかりづらく、自治体が指定する金融機関でしか支払ができない現状である。また、金融機関・自治体ともに、紙の納付書の仕分けや管理等が大きな事務負担となっている。 さらに、金融機関ごとに収納の結果が反映されるまでに差があることから、公金収納の見直しを図る必要がある。				
最終目標 （目指す姿）	支払手段の多様化が推進され、住民の利便性が向上し、納付しやすい環境を整えるとともに金融機関や行政の事務負担が軽減される。				
最終目標指標	eL-QRを活用して納付した割合：eL-QRを活用して納付した件数／普通徴収の件数（口座振替を除く）				
取組内容	eL-QRを活用した後期高齢者医療保険料の電子納付を可能にし、円滑な公金収納を推進する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・eL-QR導入 ・eL-QRを活用した割合20% 	<ul style="list-style-type: none"> ・eL-QRによる円滑な公金収納 ・eL-QRを活用した割合50% 	<ul style="list-style-type: none"> ・eL-QRによる円滑な公金収納 ・eL-QRを活用した割合60% 	<ul style="list-style-type: none"> ・eL-QRによる円滑な公金収納 ・eL-QRを活用した割合70% 	<ul style="list-style-type: none"> ・eL-QRによる円滑な公金収納 ・eL-QRを活用した割合80%

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：03. 行政サービスの最適化

取組	デジタル・アーカイブの推進				
取組部署	市民文化部 歴史博物館				
関連部署					
現状と課題	<p>インターネット等を通じて広く発信できるデジタル・アーカイブの必要性・有効性が高まっているが、歴史博物館では、収蔵資料の統一的な台帳整備とそのデジタル化が十分に進んでいない。</p> <p>また、歴史博物館のホームページで亀山市史の閲覧ができるようになっているが、システムの不具合により一部見れない資料や動画があるなど、収蔵資料と併せた市の歴史情報発信が不十分である。</p>				
最終目標 (目指す姿)	収蔵資料のデータベースを構築するとともにデジタル・アーカイブ化を進め、ホームページ等で利用しやすい環境を整える。				
最終目標指標	デジタルによる収蔵資料のリスト件数 50,000点以上				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵資料の台帳のデジタル化による整備を行う。 ・デジタル・アーカイブに対応したホームページに再構築する。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる収蔵資料のリスト化 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる収蔵資料のリスト化 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる収蔵資料のリスト化 ・デジタル・アーカイブに対応したホームページの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる収蔵資料のリスト化 ・デジタル・アーカイブに対応したホームページの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルによる収蔵資料のリスト化 ・デジタル・アーカイブに対応したホームページの再構築

新規

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：03. 行政サービスの最適化

取組	廃棄物処理に係る費用負担の最適化				
取組部署	産業環境部 環境課				
関連部署					
現状と課題	<p>本市は、ごみ集積所に排出された家庭ごみの収集を無償で行うとともに、総合環境センターに直接搬入された家庭ごみについては、市内に住所を有する者が搬入する場合、1日の総搬入量が350kg以下までは一般廃棄物処理手数料を免除しているところである。一方、近年、国の基本的な方針として、廃棄物分野における脱炭素化を推進するため、ごみ排出量の抑制、資源循環の強化を掲げていることから、全国の自治体では施策推進のため、家庭ごみ収集の有料化や粗大ごみの戸別有料収集、一般廃棄物処理手数料の見直し等の排出量に見合った費用負担の公平化を図る流れとなっている。このような状況の中、本市では一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理施設使用料の改定後11年が経過していることを踏まえ、次期ごみ処理施設の稼働開始に合わせ、ごみ処理に係る費用負担のあり方について検討する必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	ごみ排出量に応じたごみ処理に係る費用負担の最適化が図られている				
最終目標指標	ごみ処理に係る費用負担の最適化の方向性の決定				
取組内容	次期ごみ処理施設の稼働開始時に合わせた家庭ごみ収集の有料化とその手法、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理施設使用料の改定の方向性を検討し、決定する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	他自治体における家庭ごみ有料化と粗大ごみ戸別有料収集の手法、廃棄物処理手数料の状況等の調査・情報収集	他自治体における家庭ごみ有料化と粗大ごみ戸別有料収集の手法、廃棄物処理手数料の状況等の調査・情報収集	次期ごみ処理施設における処理方針を踏まえたごみ収集有料化と処理手数料改定の検討	ごみ収集有料化の手法と処理手数料改定の原案作成、廃棄物の処理に係る費用負担の最適化の方向性の決定	廃棄物の処理に係る費用負担の最適化の方向性の決定に基づき実施

目 標：①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針：04. 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

取組	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理				
取組部署	総務財政部 総務課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	それぞれの部署における簿冊の保管スペースに限りがある中、令和5年度に電子決裁を導入し、今後、保管する文書量は確実に減少していくが、永年保存文書の取扱いについての検討が必要である。 また、電子決裁で処理すべき文書の範囲を整理する必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	永年保存文書の取扱いについて国に準じた基準の策定及び電磁的に保管する文書の範囲の整理をすることで、公文書の適正な管理を行う。				
最終目標指標	<ul style="list-style-type: none"> ・永久保存文書の取扱基準の策定 ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の決定 				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・永年保存文書の取扱を見直し、取扱基準を策定する。 ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等を検討し、決定する。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・永年保存文書の取扱いの見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・永年保存文書の取扱いの見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・永年保存文書の取扱いの見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・永年保存文書の取扱基準の検討 ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・永年保存文書の取扱基準の策定 ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の決定

継 続

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：04. 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

取組	組織体制構築と人材確保				
取組部署	総務財政部 総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>正規職員については、定員適正化計画に基づき、適正な職員配置をした上で、定員管理を行っていく必要がある。</p> <p>また、会計年度任用職員についても、効果的な配置に努め、適正な職員数を維持する必要がある。</p> <p>一方、正規職員の採用については、民間企業や他自治体における採用活動の状況等を勘案し、採用方法の見直しを図る必要がある。また、行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、時代に応じた専門的な知識や経験を有する人材を確保する必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員を配置するものとする。また、職員の仕事と家庭の両立が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスを確保した上で将来にわたって持続可能な組織とする。				
最終目標指標	定員適正化計画に基づく職員の適正な配置及び定員管理を行い、持続可能な組織とする。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員を配置し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても、正規職員との業務分担を明確にし、効果的な配置を実施する。 ・職員採用試験について、「前期試験」「後期試験」及び「必要に応じた臨時の試験」を実施することで採用する機会を増やすとともに、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入について検討を行う。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	各所属の中期的な業務量の把握、必要となる人材（知識・経験等）の特定と採用方法の調査、検討及び事業量に応じた職員配置の実施	各所属の中期的な業務量の把握、必要となる人材（知識・経験等）の特定と採用方法の調査、検討及び事業量に応じた職員配置の実施	各所属の中期的な業務量の把握、必要となる人材（知識・経験等）の特定と採用方法の調査、検討及び事業量に応じた職員配置の実施	第5次定員適正化計画と令和11年度に策定する職員配置計画の検証を踏まえた第6次定員適正化計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	各所属の中期的な業務量の把握、必要となる人材（知識・経験等）の特定と採用方法の調査、検討及び事業量に応じた職員配置の実施

目 標： ①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針： 04. 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

取組	働きやすい職場環境づくり				
取組部署	総務財政部 総務課				
関連部署					
現状と課題	研修等によるハラスメント防止対策、健康診断、ストレスチェック等を実施しているが、漏れなく全職員に実施できていない。そのため、引き続き、職場内外でのハラスメント防止を徹底し、全ての職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境を整備するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、職員の健康管理と職場の安全管理を適切に実施する必要がある。 (令和6年度) 健康診断等の受診率：89.70% ストレスチェックの回答率：95.75% ハラスメント研修受講者のアンケート結果：「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：99.3%				
最終目標 (目指す姿)	全ての職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境を整備することによる職員の健康管理の充実を図る。				
最終目標指標	健康診断等の受診率：100% ストレスチェックの回答率：100% ハラスメント研修受講者のアンケート結果：「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：100%				
取組内容	・ 職員の健康管理を充実させるため、健康診断及びストレスチェックを全職員に対して実施する。 ・ 職場内外でのハラスメント防止を徹底するため、段階的に毎年度、階層に応じた研修を実施する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	・ 健康診断とストレスチェックの実施 ・ 外部講師による研修会の実施と理解度調査	・ 健康診断とストレスチェックの実施 ・ 外部講師による研修会の実施と理解度調査	・ 健康診断とストレスチェックの実施 ・ 外部講師による研修会の実施と理解度調査	・ 健康診断とストレスチェックの実施 ・ 外部講師による研修会の実施と理解度調査	・ 健康診断とストレスチェックの実施 ・ 外部講師による研修会の実施と理解度調査

継 続

目 標： ①時代に即した行政システムへの改革

重点方針： 04. 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

取組	有資格者の計画的養成				
取組部署	消防本部 消防総務課				
関連部署	消防署 警防課・関分署・北東分署				
現状と課題	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様化する災害への確な対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていくことが必要である。				
最終目標 (目指す姿)	多種多様化する災害や救急需要に対する的確に対応できる消防体制の確立				
最終目標指標	消防車両機関員：15人 救急救命士：5人				
取組内容	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成するとともに救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型消防車両機関員 2名養成 ・ 大型消防車両機関員 1名養成 ・ 救急救命士 1名養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型消防車両機関員 2名養成 ・ 大型消防車両機関員 1名養成 ・ 救急救命士 1名養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型消防車両機関員 2名養成 ・ 大型消防車両機関員 1名養成 ・ 救急救命士 1名養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型消防車両機関員 2名養成 ・ 大型消防車両機関員 1名養成 ・ 救急救命士 1名養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型消防車両機関員 2名養成 ・ 大型消防車両機関員 1名養成 ・ 救急救命士 1名養成

目 標：①時代に即した行政システムへの改革
 重点方針：05. 柔軟な働き方の促進

取組	仕事と家庭の両立支援				
取組部署	総務財政部 総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>時間外勤務時間の削減については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めるとともに、働き方改革法に基づき、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限を設定して取り組んでいる。また、年次有給休暇の取得促進についても、特定事業主行動計画に目標値を定め取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、時間外勤務時間については、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数が一定数いること、また、年次有給休暇の取得については、年次有給休暇の年間取得日数が5日に満たない職員が一定数いることから、所属長のマネジメントを強化するとともに、業務の効率化・平準化を図り、職員の意識改革をする必要がある。</p> <p>(令和6年度)</p> <p>年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員：12人 時間外勤務総時間：38,328時間 職員1人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数：13.9日 年次有給休暇の年間取得日数6日未満の職員：5人</p>				
最終目標 (目指す姿)	業務の効率化・平準化を図ることで、時間外勤務時間の削減し、及び年次有給休暇の取得しやすい職場環境とするとともに、仕事と育児の両立支援制度及び仕事と介護の両立支援制度の充実を図ることで、仕事と家庭の両立支援につなげる。				
最終目標指標	年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員：0人 時間外勤務総時間：38,000時間(令和11年度) 職員1人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数：15日以上 年次有給休暇の年間取得日数6日未満の職員：0人				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人当たりの時間外勤務時間の上限を原則月45時間、年間360時間と設定していることから、これらを遵守するようマネジメントを行う。 ・仕事と家庭の両立支援の観点から、特定事業主行動計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。 ・国等に準じて仕事と家庭の両立支援制度の充実を図る。 				
実施年度	R8	R9	R10	R11	R12
年度計画	・第5次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施	・第5次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施	・第5次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施	・第5次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施 ・第5次特定事業主行動計画の検証を踏まえた第6次特定事業主行動計画の策定	・第6次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施

継 続

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：06. 職員の意識・能力の向上

取組	コンプライアンス制度の適正な運用				
取組部署	総務財政部 総務課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	<p>職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制の整備については、亀山市職員コンプライアンス条例等を制定し、関係する制度を構築することで一定の成果がみられるものの、透明で市民から信頼される市政を確立するためには、更なるバージョンアップや制度運用の徹底が必要である。</p> <p>(令和6年度)</p> <p>公益通報制度を理解している職員の割合：70%</p> <p>働きかけ行為に関する制度を理解している職員の割合：78.1%</p>				
最終目標 (目指す姿)	職員のコンプライアンス制度の理解度を向上させることにより、当該制度を適正に運用する。				
最終目標指標	<p>公益通報制度を理解している職員の割合：92%</p> <p>働きかけ行為に関する制度を理解している職員の割合：92%</p>				
取組内容	「コンプライアンス推進週間」及びコンプライアンス研修を実施することにより、制度に関する理解度の更なる向上を図る。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス推進週間」及びコンプライアンス研修の実施 ・公益通報制度理解率 78% ・働きかけ行為に関する制度理解率 83% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス推進週間」及びコンプライアンス研修の実施 ・公益通報制度理解率 82% ・働きかけ行為に関する制度理解率 86% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス推進週間」及びコンプライアンス研修の実施 ・公益通報制度理解率 86% ・働きかけ行為に関する制度理解率 88% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス推進週間」及びコンプライアンス研修の実施 ・公益通報制度理解率 90% ・働きかけ行為に関する制度理解率 90% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス推進週間」及びコンプライアンス研修の実施 ・公益通報制度理解率 92% ・働きかけ行為に関する制度理解率 92%

目 標：①時代に即した行政システムへの改革

重点方針：06. 職員の意識・能力の向上

取組	職員の能力開発				
取組部署	総務財政部 総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>社会情勢の急激な変化により、職員に求められるスキルも変化してきているため、職員研修の形態、内容等を必要に応じて見直し、社会の変化や組織に適應する人材を育成するとともに、職員エンゲージメントを高めていく必要がある。</p> <p>また、人事評価制度について、評価対象は職員全体であるものの、その評価結果を給与等の処遇に反映させているのが管理職員に限られており、運用が限定的になっている。</p>				
最終目標 (目指す姿)	<p>人材育成基本方針に掲げる求められる職員像となるよう、時代に即した職員の資質・能力の向上及び業務遂行に対するモチベーションの向上を図る研修を実施する。</p> <p>また、職員の更なるモチベーション向上につながるように、人事評価制度における評価結果を処遇に反映させる職員の範囲を拡大する。</p>				
	最終目標指標	人材育成基本方針に掲げる求められる職員像を目指す。			
取組内容	<p>人材育成基本方針に即した研修を実施するとともに、社会情勢の急激な変化にも対応できる職員となるよう、定期的に研修体系の見直しを実施する。</p> <p>人事評価制度について、評価結果が公平性及び公正性を担保されたものとなる運用方法を構築し、評価結果を処遇に反映させる職員の範囲の拡大を目指す。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・管理職員に対する人事評価結果の処遇反映の公平・公正な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・管理職員に対する人事評価結果の処遇反映の公平・公正な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・管理職員に対する人事評価結果の処遇反映の運用の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・人材育成基本方針の見直しを検討 ・管理職員に対する人事評価結果の処遇反映の公平・公正な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・必要に応じて人材育成基本方針の見直しを実施 ・管理職員以外の職員に対する人事評価結果の処遇反映の検証

目標 II

将来にわたり持続可能な
財政基盤の確立

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 07. 事業再編の断行

取組	重度心身障害者介助者手当等の見直し				
取組部署	健康福祉部 地域福祉課				
関連部署					
現状と課題	<p>重度心身障がい者（児）の介助者に介助者手当を支給してきたが、近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減されてきた経緯がある。適正な予算執行に向け、介助者手当の支給対象をサービス未利用者に絞るなどの整理が必要である。</p>				
最終目標 (目指す姿)	重度心身障害者介助者手当等の対象者の整理及び新たな事業の実施				
最終目標指標	重度心身障害者介助者手当等の対象者の整理及び新たな事業の実施				
取組内容	<p>障がい者等が安心して地域で生活できるよう障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<p>重度心身障害者介助者手当等の対象者の整理及び代替事業の実施</p>	<p>代替事業の実施と成果の管理</p>	<p>代替事業の継続実施とより効果的な代替案の検討</p>	<p>代替事業の継続実施とより効果的な代替案の検討</p>	<p>代替事業の継続実施とより効果的な代替案の検討</p>

新規

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 08. 徹底した歳出削減

取組	小学校プールにおける民間施設利用の実施				
取組部署	教育委員会事務局 教育総務課				
関連部署	教育委員会事務局 教育推進課				
現状と課題	<p>学校施設等長寿命化計画の内容のとおり、各小学校のほとんどのプール施設について老朽化が進んでいる。また、配管からの漏水や可動床の昇降等既に不具合が発生し、大規模的な改修が必要となるプール施設も見受けられる。</p> <p>このような状況の中で、現状どおりプール施設を維持していくのであれば、通常のメンテナンス費用、今後の改修・更新費用等、多額の費用を要することとなる。</p> <p>教員にとって、水泳指導に係る、水質、衛生管理、設備点検の負担が生じている。また、天候不順や猛暑等による水泳の授業時間の確保が求められている。</p>				
最終目標 (目指す姿)	学校施設等長寿命化計画の内容及び令和6、7年度に実施した民間施設等利用の実証を踏まえ、学校プール施設の方向性を決定し、可能な範囲で民間施設活用を行う。				
最終目標指標	プール民間施設利用の実現				
取組内容	令和8年度から小学校における民間施設利用を実施する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	・小学校における民間施設利用の実施	・小学校における民間施設利用の実施及び実施されている学校の継続	・小学校における民間施設利用の実施及び実施されている学校の継続	・小学校における民間施設利用の実施及び実施されている学校の継続	・小学校における民間施設利用の実施及び実施されている学校の継続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 08. 徹底した歳出削減

取組	雑誌スポンサー制度の活用				
取組部署	教育委員会事務局 図書館				
関連部署					
現状と課題	<p>雑誌スポンサー制度は安定的支援の仕組みであるが、スポンサー契約の継続や、新規スポンサー拡大のための取組を行っていく必要がある。 (令和7年10月1日現在) 雑誌スポンサー数：9件 スポンサー制度を活用した配架雑誌：12種類</p>				
最終目標 (目指す姿)	雑誌スポンサー制度を継続的に活用し、地域の企業や個人からの協力を得て図書資料の充実を図り、企業等の情報発信などにより地域のつながりを深め、まちの活性化につなげる。				
最終目標指標	雑誌スポンサー数：11件以上 スポンサー制度を活用した配架雑誌：14種類以上				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポンサー契約の継続のため、スポンサーの意義を感じてもらえるよう成果や情報を共有し、連携の強化に取り組む。 ・新規スポンサーの協力を得るため、積極的に制度の周知や地域企業とのパイプ作りを行う。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌スポンサー9件以上 ・スポンサー制度を活用した配架雑誌12種類以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌スポンサー10件以上 ・スポンサー制度を活用した配架雑誌13種類以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌スポンサー10件以上 ・スポンサー制度を活用した配架雑誌13種類以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌スポンサー11件以上 ・スポンサー制度を活用した配架雑誌14種類以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌スポンサー11件以上 ・スポンサー制度を活用した配架雑誌14種類以上

新規

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 08. 徹底した歳出削減

取組	ポスター掲示場設置場所の見直し				
取組部署	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局				
関連部署					
現状と課題	<p>選挙用ポスターの掲示については選挙人が候補者のことを知るために必要なものであるが、そのための掲示場の設置にかかる経費は資材費等の高騰に伴い増加している。ポスター掲示場の数については法定数があるものの、多くの自治体で減数措置がなされており、亀山市における法定数に対する設置数の割合は89.0%であり県内14市中4番目に高い。選挙人が候補者のことを知る手段は多様化しており、相対的に選挙用ポスターの役割は低下していると考えられることから、投票区ごとにポスター掲示場の設置数について見直しを行うことにより、市の財政負担の軽減を図る必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	ポスター掲示場を設置する場所を現在の187か所から削減することにより、その設置にかかる経費を低減させる。				
最終目標指標	160か所（法定数に対する設置数の割合は県内14市中6番目となる）				
取組内容	現在の187か所に設置しているポスター掲示場について、投票区ごとの設置数の見直し及び削減による影響の検証並びに設置場所の変更を伴う場合については新たな場所の検討を行い、市の選挙を執行する際に選挙管理委員会に諮って決定する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	・ポスター掲示場の削減が可能な選挙区の抽出	・設置場所の変更（統合）が必要なポスター掲示場にかかる新たな設置場所の調整	・市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の選定 ・177か所(10減)	・市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の見直しの検証 ・見直しについて課題のあるポスター掲示場における当該課題の解消	・市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の選定 ・160か所(17減)

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09. 歳入の確保・強化

取組	企業版ふるさと納税の取組の推進				
取組部署	政策部 政策推進課				
関連部署					
現状と課題	<p>第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた取組を推進するため、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、その企業が税制上の特例措置（法人関係税の税額控除）を受けられる「地方創生応援税制」（企業版ふるさと納税）を積極的に活用し、民間資金の獲得による歳入の確保を図っていく必要がある。</p> <p>（令和6年度） 寄附件数：2件</p>				
最終目標 （目指す姿）	「地方創生応援税制」（企業版ふるさと納税）による寄附を活用し、地方創生の取組を着実に推進することができる。				
最終目標指標	2件以上の寄附				
取組内容	「地方創生応援税制」（企業版ふるさと納税）による寄附を獲得するため、市ホームページ・SNS等の活用や、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載など、全国の企業に対して本市の地方創生の取組を紹介する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等での情報発信 ・PR用パンフレットの作成・配布 ・寄附獲得に向けた手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等での情報発信 ・PR用パンフレットの作成・配布 ・寄附獲得に向けた手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度までの特例措置のため、令和10年度以降は未定 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度までの特例措置のため、令和10年度以降は未定 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度までの特例措置のため、令和10年度以降は未定

継 続

目 標：②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針：09.歳入の確保・強化

取組	未利用地の売却				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署					
現状と課題	市営住宅跡地などの未利用地等のうち、将来にわたり活用が見込めないものについては、原則、一般競争入札により売却に向けた取組を進めているが、購入希望者がなく売却に至らないケースが多い。未利用地の維持管理には、草刈り等のコストや手間がかかることから、引き続き、民間の情報発信力も活用しながら積極的な取組を進める必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	未利用地の売却による歳入確保及び維持管理費の削減				
最終目標指標	未利用地の売却件数：10件				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会において市が所有する未利用地等の活用方針について決定 ・ 売却の方針が決定した未利用地等の売却手法や登記手続きについて、庁内協議や不動産業者へのヒアリング調査 ・ 県内の不動産関係団体との協定による媒介制度の活用や、ネットオークションへの出展など、民間活用による未利用地の売却促進 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会の開催 ・ 庁内協議及び不動産業者へのヒアリング調査 ・ 入札 ・ 未利用地の売却（2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会の開催 ・ 庁内協議及び不動産業者へのヒアリング調査 ・ 入札 ・ 未利用地の売却（2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会の開催 ・ 庁内協議及び不動産業者へのヒアリング調査 ・ 入札 ・ 未利用地の売却（2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会の開催 ・ 庁内協議及び不動産業者へのヒアリング調査 ・ 入札 ・ 未利用地の売却（2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会の開催 ・ 庁内協議及び不動産業者へのヒアリング調査 ・ 入札 ・ 未利用地の売却（2件）

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09.歳入の確保・強化

取組	特別徴収義務者の指定及び徹底				
取組部署	総務財政部 税務課				
関連部署					
現状と課題	<p>給与所得者の個人市民税については、地方税法第321条の3第1項で特別徴収の方法により徴収するものとする規定されていることから、徴収確保及び納税者の利便性の観点から対象事業所に対しては、特別徴収制度の義務の徹底を行っていく必要がある。 (令和6年度) 給与所得者に対する特別徴収割合：90.4%</p>				
最終目標 (目指す姿)	<p>個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であることから、給与所得者については、地方税法で規定されている個人市民税を特別徴収の方法で徴収することで納付忘れに伴う滞納の削減や納付の利便性を図り収納率の向上及び国民の三大義務の一つである「納税の義務」を確保する。</p>				
最終目標指標	給与所得者に対する特別徴収割合90%以上の確保				
取組内容	原則、従業員2人以上の事業所に対しては特別徴収義務者の指定を行う。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	給与所得者全体に対する特別徴収の割合90%以上	給与所得者全体に対する特別徴収の割合90%以上	給与所得者全体に対する特別徴収の割合90%以上	給与所得者全体に対する特別徴収の割合90%以上	給与所得者全体に対する特別徴収の割合90%以上

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09.歳入の確保・強化

取組	市税（現年度）の収納率の向上				
取組部署	総務財政部 税務課				
関連部署					
現状と課題	<p>現年収納率については、近年上昇傾向にあり、令和6年度においては過去最高の現年収納率となった。 納税環境の整備を進めることにより、現年収納率をより一層向上させ、市の財政基盤である税収の安定的な確保に努める。 （令和6年度） 現年度収納率：99.37%</p>				
最終目標 （目指す姿）	公平な税負担を目指し、現年収納率の向上とともに、毎年度維持できる納税環境及び体制の確立。				
最終目標指標	現年度収納率：99.40%				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書に地方税統一QRコード（e L-QR）を未導入税目について導入する。 ・毎年度、催告書の送付等、やるべきことを定型化し、人員が変わっても同程度以上の収納率を維持できる体制を確立するとともに、年度ごとに時代に則したテーマを設けるなど柔軟に対応できる体制を確立する。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	市県民税（普通徴収分）の納付書にe L-QRを導入	現年収納率の向上（収納率99.37%）	現年収納率の維持および向上（収納率99.38%）	現年収納率の維持および向上（収納率99.39%）	現年収納率の維持および向上（収納率99.40%）

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09.歳入の確保・強化

取組	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上				
取組部署	子ども未来部 子ども政策課				
関連部署	総務財政部 税務課				
現状と課題	徴収対象者は幼児教育・保育の無償化により、3歳未満児の保護者である。現年収納率は99%以上と高い水準ではあるが、持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き適切な徴収対策が必要である。 (令和6年度) 収納率：99.74%				
最終目標 (目指す姿)	現年度収納率を99.80%とし、翌年度への滞納繰越額ゼロに向けて取り組む。				
最終目標指標	収納率：99.80%				
取組内容	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	滞納者への毎月の督促や催告（年4回）などによる納付勧奨の実施により、収納率前年度比+0.01%	滞納者への毎月の督促や催告（年4回）などによる納付勧奨の実施により、収納率前年度比+0.01%	滞納者への毎月の督促や催告（年4回）などによる納付勧奨の実施により、収納率前年度比+0.01%	滞納者への毎月の督促や催告（年4回）などによる納付勧奨の実施により、収納率前年度比+0.01%	滞納者への毎月の督促や催告（年4回）などによる納付勧奨の実施により、収納率前年度比+0.02%

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09. 歳入の確保・強化

取組	ふるさと納税の推進				
取組部署	産業環境部 商工観光課				
関連部署					
現状と課題	令和6年度にふるさと納税業務の受託業者をプロポーザル方式で新たに選定し、既存サイトの全面リニューアルや2つの新たなポータルサイトの導入、現地決済型ふるさと納税の導入やワンストップ特例申請のオンライン化など新たな手法を取り入れた。また、令和5年度当初は33事業者215品目であった返礼品を令和6年度末には52事業者538品目へ拡充した結果、令和6年度の寄附金額は約5,800万円（令和5年度から約1,800万円の増）となった。歳入の確保のために、今後も寄附金額を増やす取り組みが必要である。				
最終目標 (目指す姿)	ふるさと納税の寄附額を増加させるため、市の魅力向上、地場産業の活性化を図り、歳入が確保される。				
最終目標指標	寄附金額2億円以上				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品提供事業者及び返礼品の新規開拓 ・ 既存の返礼品提供事業者の返礼品の魅力向上及びラインナップ拡充 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品の新規登録（100品目） ・ 寄附額 125,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品の新規登録（100品目） ・ 寄附額 150,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品の新規登録（100品目） ・ 寄附額 175,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品の新規登録（100品目） ・ 寄附額 200,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品の新規登録（100品目） ・ 寄附額 200,000千円

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09. 歳入の確保・強化

取組	新たな産業団地の確保とさらなる企業誘致の推進				
取組部署	産業環境部 商工観光課				
関連部署					
現状と課題	これまで民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に企業誘致を進めてきたが、「亀山・関テクノヒルズ」は分譲区画が完売したことから、新たな産業団地を確保することが喫緊の課題である。地域経済を活性化する上で、企業誘致は有効であることから、誘致の基礎となる用地の確保や整備とともに、市内への企業誘致に取り組む必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	市内に新たな企業が立地し、産業が活性化することで、税収が増加する。				
最終目標指標	新たな産業団地の確保及び市内への企業誘致（年1社）				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地の確保に向け、開発事業者を選定する。 ・選定された開発事業者により、産業団地の造成。 ・市内へ企業誘致を図る。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地の開発事業者選定 ・市内への企業誘致（1社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地の用地確保 ・市内への企業誘致（1社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地の設計 ・市内への企業誘致（1社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地の造成 ・市内への企業誘致（1社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地の造成 ・市内への企業誘致（1社）

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09. 歳入の確保・強化

取組	観光資源を活かした観光プロモーションの強化				
取組部署	産業環境部 商工観光課				
関連部署					
現状と課題	<p>これまで情報発信を強化することで、亀山市の魅力伝えてきた。また国の地域活性化起業人制度を活用して亀山版グリーンツーリズムの確立に向け、企業や学校などの教育旅行をターゲットとしたモニターツアーを実施してきたが、今後はさらなる観光誘客を図る必要がある。一方、亀山ブランド事業についても、様々なツールを用いて情報発信を実施してきたが、市内外の認知度がまだまだ低い。今後は認知度向上を図るとともに、認定事業者の販路拡大を図る必要がある。</p> <p>(令和6年度) 観光入込客数：289,993人 教育旅行の受入件数(累計)：0件 ふるさと納税寄付金額における亀山ブランド分：4,217,000円</p>				
最終目標 (目指す姿)	<p>亀山版グリーンツーリズムを確立し、観光施設を活用した体験型・滞在型観光による市内回遊性の向上を図る。 亀山ブランド認定事業者への継続した支援による亀山ブランド事業の持続的発展と知名度の向上を図る。</p>				
	最終目標指標	<p>観光入込客数 320,000人 教育旅行の受入件数(累計) 12件 ふるさと納税寄付金額における亀山ブランド分 (R12) 18,600千円</p>			
取組内容	<p>・モニターツアー実施後の委託事業者からの提言によりブラッシュアップしたモデルコースやコンテンツをもとに、さらなる観光需要拡大のための営業活動を行う。 ・亀山ブランドのPRイベントやSNS活用により、市内外への認知度を高めるとともに、亀山ブランドの持続的発展を目指す。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルコースのブラッシュアップ、営業活動 ・ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県や近隣市町など関係機関との連携、営業活動 ・ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県や近隣市町など関係機関との連携、営業活動 ・ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県や近隣市町など関係機関との連携、営業活動 ・ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県や近隣市町など関係機関との連携、営業活動 ・ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画、実施

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09.歳入の確保・強化

取組	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上				
取組部署	建設部 建築住宅課				
関連部署					
現状と課題	<p>市営住宅は、住居の確保が困難な状況である低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯及び外国人などの住宅確保要配慮者に対して、低廉な家賃で住居を提供するものである。市営住宅入居者は、生活に困窮している状況のため、市営住宅使用料（現年分）の収納率は97.12%となっているが、入居者の納付意識を高め、収納率の向上に取り組む必要がある。</p> <p>（令和6年度） 収納率：97.12%</p>				
最終目標 （目指す姿）	市営住宅使用料（現年分）が適正に徴収されている。				
最終目標指標	収納率：98.00%				
取組内容	口座振替制度の利用促進、滞納となった場合は架電や督促状及び催告書の送付により早期の支払いを促すとともに、分割納付など柔軟な対応により、収納率の向上に取り組む。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	滞納者への適切な納付指導による市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	滞納者への適切な納付指導による市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	滞納者への適切な納付指導による市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	滞納者への適切な納付指導による市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	滞納者への適切な納付指導による市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09.歳入の確保・強化

取組	学校給食費（現年分）の収納率の向上				
取組部署	教育委員会事務局 教育総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>令和3年度から公会計化し、令和6年度の現年収納率は99.6%であった。保護者負担の公平性と学校給食の適切な運用のため、滞納の防止に取り組む必要がある。</p> <p>督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は有効な方法であるが、滞納者から申出を得られない場合や、転出等により児童手当が支給されない場合は徴収が困難となる。</p> <p>（令和6年度） 収納率：99.6%</p>				
最終目標 （目指す姿）	すべての徴収金額が、現年度内に徴収できること、または、児童手当からの徴収申出等により次年度の徴収が確定できることを目指す。				
最終目標指標	収納率：99.9%				
取組内容	<p>保護者に対し給食費徴収への理解を求める文書を送付するとともに、原則、すべて口座振替とし、滞納者には再振替や督促状・催告状の送付を行う。</p> <p>また、電話催告や臨戸訪問、児童手当等からの充当を行い、滞納の解消を図る。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09.歳入の確保・強化

取組	医業未収金の徴収対策				
取組部署	地域医療部 病院総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>医療費のお知らせを送付後、期日までに納付されなかった未納の医療費は、納付期日から日数が経過するほど回収が困難になることが多いことから、納付が確認できなかった場合は、迅速に対応する必要がある。また、未納額が少額である場合、費用対効果を勘案すると、弁護士への回収業務の委任を見送ってしまうことがある。</p> <p>(令和6年度) 現年収納率：99.4%</p>				
最終目標 (目指す姿)	医業未収金の収納率を向上させることにより、安定的な収益確保と健全な病院経営が図れている。				
最終目標指標	現年収納率：99.5%				
取組内容	<p>未納者に対し医療費のお知らせを送付し、期日までに納付が確認できなかったものに対しては、毎月月末締めで未納者リストを作成し、督促状を送付する。また、督促状の納付期限までに納付が確認できなかった場合は、再度未納リストを作成したうえで催告状を送付し、納付が確認できるまで継続する。</p> <p>また、過年度分の未納については、費用対効果の高いものから、弁護士に回収業務を委任することで早期の納付を促す。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	弁護士に回収業務を委任する対象案件の検討	弁護士に回収業務を委任する対象案件の検討	弁護士に回収業務を委任する対象案件の検討	弁護士に回収業務を委任する対象案件の検討	弁護士に回収業務を委任する対象案件の検討

新規

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 09. 歳入の確保・強化

取組	亀山市における森林経営管理制度の推進に向けたJ-クレジット創出事業の推進				
取組部署	産業環境部 農林振興課				
関連部署					
現状と課題	森林譲与税を活用し森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査、森林の境界明確化、森林の状況を確認したのち、森林経営管理権集積計画を策定し、その後森林整備等の管理が20年間実施している。一方で本市の林業振興事業の市負担額も高額となっている。林業振興の歳入確保のため、森林経営管理制度の森林整備を活用し森林が吸収する二酸化炭素吸収量をJ-クレジット創出事業として取り組む必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	J-クレジット創出事業に取り組み、収益を生み林業振興を推進することが見込める。また、市が収益を得るだけではなく、企業等のCSR活動やカーボン・オフセットの取組に貢献できる				
最終目標指標	令和8年度から令和12年度までの事業収益2,000万円以上				
取組内容	森林経営管理事業の成果を、協定締結事業者等に情報提供しJ-クレジット創出事業に反映させていく。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収益2,000千円 ・森林経営管理制度の推進 森林経営管理事業100haのJ-クレジット創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度の推進 森林経営管理事業210haのJ-クレジット創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収益8,000千円 ・森林経営管理制度の推進 森林経営管理事業250haのJ-クレジット創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度の推進 森林経営管理事業290haのJ-クレジット創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収益10,000千円 ・森林経営管理制度の推進 森林経営管理事業330haのJ-クレジット創出

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 10. 公共施設・資産の統廃合・有効活用

取組	公共施設マネジメントの推進				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署					
現状と課題	<p>少子高齢化や人口減少社会の進行により、社会構造や市民ニーズが変化するとともに、本市においては施設の老朽化が進み、大規模施設の整備や長寿命化が喫緊の課題となっている。こうしたことから、社会状況や本市の実態に応じた施設の適正配置に向けて、平成29年3月に策定した亀山市公共施設等総合管理計画を改定し、施設の統廃合や複合化を進めるとともに、施設の老朽化対策や維持管理費の削減を図る必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が適正に配置され、効果的に活用されている。 ・ライフサイクルコストの削減による財政負担の軽減。 				
最終目標指標	施設の統廃合や複合化により減少した（見込まれる）延床面積（累計）：12,000㎡				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の現状調査及び公共施設等総合管理計画の改定 ・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進捗管理 ・施設更新等にかかる事業優先度の整理や統廃合・複合化の検討 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の現状調査 ・公共施設等総合管理計画の見直し ・施設の統廃合・複合化の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理契約・個別施設計画の進捗管理 ・施設の統廃合・複合化の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理契約・個別施設計画の進捗管理 ・施設の統廃合・複合化の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理契約・個別施設計画の進捗管理 ・施設の統廃合・複合化の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理契約・個別施設計画の進捗管理 ・施設の統廃合・複合化の決定

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 10. 公共施設・資産の統廃合・有効活用

取組	新庁舎整備の推進				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署					
現状と課題	<p>新庁舎整備基本計画を策定し、分散する行政庁舎の集約化など庁舎整備の基本方針を定めるとともに、亀山駅前周辺エリアを建設予定地に決定した。また、庁舎建設基金の計画的な積み立てにより、令和6年度末における基金残高は15億円となった。一方、本市の財政状況を踏まえ、ゴミ処理施設整備と建設時期が重複しないよう、新庁舎整備を6年程度延伸したことから、民間活用も含めた整備手法の検討を図るとともに、庁舎建設基金の計画的な積増しを行い、新庁舎整備に伴う財政負担の軽減を図る必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	<p>将来の財政負担軽減を踏まえた検討により、新庁舎の建設場所や整備手法の方針が決定し、庁舎整備に向けて地権者と協議を進めている。また、基金の計画的な積み立てが行われている。</p>				
最終目標指標	令和12年度末における庁舎建設基金の積立て額：23.5億円				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用を含めた整備手法の検討 ・庁舎建設基金の計画的な積増し 				
実施年度	R8	R9	R10	R11	R12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・整備手法・庁舎位置の検討 ・庁舎建設基金の積み増し 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備手法・庁舎位置の検討 ・庁舎建設基金の積み増し 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針（基本計画）の精査 ・庁舎建設基金の積み増し 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者との協議 ・庁舎建設基金の積み増し 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者との協議 ・庁舎建設基金の積み増し

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 10. 公共施設・資産の統廃合・有効活用

取組	消防団組織・施設の適正管理				
取組部署	消防本部 消防総務課				
関連部署					
現状と課題	消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。				
最終目標 (目指す姿)	各種災害に対して的確かつ効果的に活動できる消防団体制の確立				
最終目標指標	消防団組織・施設の適正な配置の実現				
取組内容	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織の再編協議 ・消防団施設の廃止協議 ・必要に応じた消防団施設の緊急修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織の再編協議 ・消防団施設の統廃合協議 ・必要に応じた消防団施設の緊急修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織の再編協議 ・消防団施設の統廃合協議 ・必要に応じた消防団施設の緊急修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織の再編協議 ・消防団施設の統廃合協議 ・必要に応じた消防団施設の緊急修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織の再編協議 ・消防団施設の統廃合協議 ・必要に応じた消防団施設の緊急修繕

拡 充

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 10. 公共施設・資産の統廃合・有効活用

取組	学校施設の長寿命化改修の実施				
取組部署	教育委員会事務局 教育総務課				
関連部署					
現状と課題	令和5年度に学校施設等長寿命化計画を策定した中で、老朽化等により改修が必要な施設の洗い出しができた。今後は本計画、また市の財政状況や組織体制を勘案し、順次計画的な改修等を実施する必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	学校施設等長寿命化計画に基づき、それぞれの校舎が建設後80年程度使用が可能となるよう、適切な保全管理、改修等を実施する。				
最終目標指標	適切な期間に関する市内小中学校校舎等の有効活用				
取組内容	学校施設等長寿命化計画及び「大規模施設整備事業の基本的な考え方」の内容を踏まえ、順次改修を実施する。 具体的には、令和10年度から学校単位として亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校の順に、施設調査、工事設計、改修工事を1校あたり3～4年程度で実施する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	0	0	・亀山中学校長 寿命化改修に関する調査検討業務及び設計業務	0	0

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 10. 公共施設・資産の統廃合・有効活用

取組	医療センター施設設備の長寿命化				
取組部署	地域医療部 病院総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>施設の築年数が30年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	<p>緊急性の高い施設設備等から優先的かつ計画的に改修等更新を行うことで、老朽化の進んだ施設設備等の長寿命化が図れている。</p>				
最終目標指標	<p>緊急性の高い施設設備及び器械備品の更新</p>				
取組内容	<p>空調機器、給湯配管等老朽化が進んだ緊急性の高い設備について改修計画を立て施設設備の長寿命化を図る。器械備品についても計画的に更新する。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	施設設備の改修、器械備品の更新	施設設備の改修、器械備品の更新	施設設備の改修、器械備品の更新	施設設備の改修、器械備品の更新	施設設備の改修、器械備品の更新

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上				
取組部署	市民文化部 市民課				
関連部署					
現状と課題	<p>国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税（現年分）の目標収納率の達成に向けて収納率向上に努めているが、県運営方針の目標収納率（97.27%）が高めに設定されているため、達成が困難な状況である。</p> <p>令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計決算収納率は、93.96%である。</p> <p>滞納繰越分が発生しないよう現年の収納率向上に向け取り組む必要がある。</p> <p>（令和6年度） 収納率：93.96%</p>				
最終目標 （目指す姿）	<p>将来的な国民健康保険料（税）の統一に向けて収納率を維持していく必要があることから第2期三重県国民健康保険県運営方針に定める目標収納率が達成されている。</p>				
最終目標指標	97.27%（第2期三重県国民健康保険県運営方針に定める目標収納率）				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。 ・収納対策グループと連携して収納業務を行うとともに、資格重複者への資格喪失届出の勧奨や職権による喪失等、適正な資格管理を行う。 ・特別療養費制度を活用して長期滞納者との折衝の機会を確保し、納付催告を行う。 ・電話連絡を定期的実施し、納付催告を行う。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な資格管理 ・特別療養費に係る滞納者との折衝機会の確保 ・定期電話催告 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な資格管理 ・特別療養費に係る滞納者との折衝機会の確保 ・定期電話催告 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な資格管理 ・特別療養費に係る滞納者との折衝機会の確保 ・定期電話催告 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な資格管理 ・特別療養費に係る滞納者との折衝機会の確保 ・定期電話催告 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な資格管理 ・特別療養費に係る滞納者との折衝機会の確保 ・定期電話催告 ・県運営方針の対象期間満了に合わせた目標値の見直し

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	国民健康保険税の適正な負担				
取組部署	市民文化部 市民課				
関連部署					
現状と課題	<p>国民健康保険事業を持続的に安定的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加等を把握し、国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。また、激変緩和措置の廃止により令和6年度以後における納付金に係る負担が大きくなる一方で、被保険者数の減少に伴う国民健康保険税の減収により納付金の財源不足が見込まれている。さらに、第2期三重県国民健康保険運営方針において令和11年度末までに一定の幅を設けた上で標準保険料（税）率への統一を行うこととされていることから、現行税率を常に検証するとともに、税率改定の必要性を見極める必要がある。一方で、国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いといった構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	令和11年度末までの標準保険料（税）率への統一を踏まえた税率の検証と適切な税率設定がされている。				
最終目標指標	適正な税負担、収納率の向上及び医療費の適正化が図られることにより国民健康保険財政が安定的に運営されている。				
取組内容	被保険者数の減少による保険税の歳入減、激変緩和措置の終了に伴う国民健康保険事業費納付金の歳出増等に対応するため、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と市の現行税率を比較することにより適正な税率と税率改定の必要性を検討し、国保財政の健全な財政運営に取り組む。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税と合わせ子ども・子育て支援金の賦課・徴収の仕組みを導入 ・税率改定（要検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率改定（要検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率改定（要検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料（税）率への統一に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料（税）率の完全統一に向けた取組

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	データヘルス計画に基づく保健事業の実施				
取組部署	市民文化部 市民課				
関連部署					
現状と課題	<p>令和8年度に第3期データヘルス計画の中間見直しを図るとともに、計画の終期である令和11年度末までに第4期計画を策定する必要がある。</p> <p>保健事業のうち特定健診の受診率及び特定保健指導の利用率・実施率についてデータヘルス計画に定める目標値を達成するため、受診率等向上のための方策を検討する必要がある。</p> <p>医療費適正化及び保険者努力支援制度に基づく財源確保のため、データヘルス計画に基づく保健事業を実施する必要がある。</p> <p>(令和6年度)</p> <p>特定健診受診率：42.8%</p> <p>特定保健指導利用率：22.2%</p>				
最終目標 (目指す姿)	データヘルス計画に基づき保健事業が円滑に実施されている。				
	最終目標指標	<p>特定健診受診率：60%</p> <p>特定保健指導利用率：60%</p>			
取組内容	第3期データヘルス計画の中間評価を行うとともに、同計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策、特定保健指導未利用者対策などの保健事業を実施し、医療費適正化及び財源確保を図る。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期データヘルス計画の中間評価 ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 ・その他保健事業の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 ・その他保健事業の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期データヘルス計画策定作業 ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 ・その他保健事業の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期データヘルス計画策定 ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 ・その他保健事業の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期データヘルス計画に基づく事業実施

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	水道事業の健全かつ持続可能な運営				
取組部署	上下水道部 上水道課				
関連部署					
現状と課題	<p>水道管の老朽化は、漏水による水の無駄や陥没事故、さらには災害時の長期断水リスクを招く水道事業にとって深刻な課題であるため、漏水箇所の早期特定や老朽管を効率的に修繕・更新することで健全かつ安定した水道事業の運営を維持する必要がある。</p> <p>(令和6年度) 有収率：89.7% 管路経年化率：27.4%</p>				
最終目標 (目指す姿)	漏水事故や災害リスクがない健全な施設により、安定した水道事業を運営し、安全でおいしい水を供給する。				
最終目標指標	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率目標値：94.5%【R12年度】 ・管路経年化率：33.0%【R12年度】 				
取組内容	継続的に調査を行ない、漏水箇所を修繕するとともに老朽管の更新を進めることにより、有収率を向上させ、健全経営に取り組む。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率：92.7% ・漏水調査 ・漏水箇所の修繕 ・管路経年化率：29.0% ・老朽管更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率：93.2% ・漏水調査 ・漏水箇所の修繕 ・管路経年化率：30.0% ・老朽管更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率：93.6% ・漏水調査 ・漏水箇所の修繕 ・管路経年化率：31.0% ・老朽管更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率：94.1% ・漏水調査 ・漏水箇所の修繕 ・管路経年化率：32.0% ・老朽管更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・有収率：94.5% ・漏水調査 ・漏水箇所の修繕 ・管路経年化率：33.0% ・老朽管更新

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な運営				
取組部署	上下水道部 下水道課				
関連部署					
現状と課題	<p>農業集落排水事業の健全化を図るために、施設の効率的な機能強化と維持管理費を低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図る。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な運営が必要である。</p> <p>(令和6年度) 農業集落排水事業経費回収率：99.44%</p>				
最終目標 (目指す姿)	効率的な施設の機能強化対策や維持管理の取組による経営基盤の強化と財政マネジメントの向上				
最終目標指標	農業集落排水事業経費回収率：100%以上				
取組内容	計画的な施設の更新や長寿命化を進めるとともに近接する公共下水道への接続等に取り組むことで、管理コストの縮減を図ると共に、使用料の滞納等への徴収活動を行い、持続可能な事業運営を実施する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：98% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：99% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：100%

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	公共下水道事業の健全かつ持続可能な運営				
取組部署	上下水道部 下水道課				
関連部署					
現状と課題	<p>高齢者世帯の増加、合併処理浄化槽普及によって、接続率が伸びないことで、使用料収入が上がらない。また、物価高騰などの社会情勢により事業にかかる必要経費が増大している。このため、排水設備の接続や使用料収納を向上させることで、持続可能な事業運営を図る必要がある。</p> <p>(令和6年度) 公共下水道事業経費回収率：96.86%</p>				
最終目標 (目指す姿)	効率的な整備や維持管理の取組による経営基盤の強化と財政マネジメントの向上				
最終目標指標	公共下水道事業経費回収率：100%以上				
取組内容	<p>供用開始後の下水道への早期接続について、地元説明会などの啓発活動により排水設備の接続の向上に努め、使用料の増収に取り組む。また、計画的に効率的な整備や維持管理を進めることで事業にかかる必要経費の抑制を実施する。</p>				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：103% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：105% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：104% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：103% 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略に則った経営状況の検証 ・経費回収率：102%

継 続

目 標： ②将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

重点方針： 11. 特別会計・企業会計等の経営健全化

取組	病院事業の健全かつ持続可能な運営				
取組部署	地域医療部 病院総務課				
関連部署					
現状と課題	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金等が令和6年度以降は廃止されたことから、引き続き医師等人材を確保し、より安定的な収益を確保する必要がある。支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和5年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。</p> <p>(令和6年度) 経常収支比率：93.6%</p>				
最終目標 (目指す姿)	医師等の人材の安定的な確保により診療体制の充実を図れており、健全経営がなされている。				
最終目標指標	経常収支比率：100%以上				
取組内容	亀山市立医療センター経営強化プランにおける数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取り組みを推進する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	安定的な収益の確保	安定的な収益の確保	安定的な収益の確保	安定的な収益の確保	安定的な収益の確保

目標 Ⅲ

協働・協創により
すべての人が輝くまちづくり

目 標：③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針：12. 市民参画・連携の推進

取組	協働によるまちづくりの推進				
取組部署	市民文化部 まちづくり協働課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	多様な主体と行政との協働によるまちづくりを進めるため、協働事業提案制度による支援とともに、令和7年4月より市民活動の拠点である市民協働センター内に設置した中間支援機能を有する相談機関である亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を通じて、多様な市民活動の相談支援を亀山市社会福祉協議会との連携のもとに行っている。今後も団体の活動状況に応じた支援を行うとともに、各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の充実が求められている。				
最終目標 (目指す姿)	協働事業提案制度や亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」の相談支援等によって、多様な主体が協働・連携し、活気あるまちづくりが実現する。				
最終目標指標	「ぷらっと」の相談によって多様な主体をつなぎ合わせたコーディネート件数 87件/年				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度を活用し、市民と行政の協働を促進する。 ・市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」の相談支援機能を強化し、多様な主体同士のマッチングを行う。 ・毎月15日に「ぷらっとカフェ15」を開催し、新たな市民活動の設立促進や市民活動団体間の情報交流を図る。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案事業実施に向けてのコーディネート ・市民活動団体等の相談支援、マッチング ・ぷらっとカフェ15の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案事業実施に向けてのコーディネート ・市民活動団体等の相談支援、マッチング ・ぷらっとカフェ15の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案事業実施に向けてのコーディネート ・市民活動団体等の相談支援、マッチング ・ぷらっとカフェ15の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案事業実施に向けてのコーディネート ・市民活動団体等の相談支援、マッチング ・ぷらっとカフェ15の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案事業実施に向けてのコーディネート ・市民活動団体等の相談支援、マッチング ・ぷらっとカフェ15の開催

継 続

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 12. 市民参画・連携の推進

取組	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大				
取組部署	建設部 建設管理課				
関連部署					
現状と課題	<p>宅地開発に伴う市道認定数の増加により、道路管理の範囲は拡大している。さらに、気候変動の影響により草木の生育が早まり、市道管理の負担は一層増大している。市道は通学路や生活道路として市民生活に密接に関わる重要なインフラであることから、草刈り業務の委託に加え、自治会等による草刈り活動を支援することで、適切な維持管理を図る必要がある。</p> <p>(令和6年度) 市道草刈活動支援事業 参加団体数：40団体</p>				
最終目標 (目指す姿)	市道の草刈については、従来の業者委託による対応から、自治会等による草刈り活動への支援へと移行することで、地域住民の主体的な参画を促進し、地域コミュニティの活性化や維持管理意識の向上が図られる。				
最終目標指標	市道草刈活動支援事業 参加団体数：45団体以上				
取組内容	現在の参加団体には自治会以外の団体も含まれている。今後も草刈り活動支援事業の実施団体について公募を継続することで、参加団体の拡充を図り、市民の協力のもと、市道管理に係る職員の負担軽減と市財政における歳出の抑制をめざす。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	事業の周知方法について、ホームページや広報以外についても検討を行い、草刈活動支援事業の公募による参加団体数を前年度から1団体増	事業の周知方法について、ホームページや広報以外についても検討を行い、草刈活動支援事業の公募による参加団体数を前年度から1団体増	事業の周知方法について、ホームページや広報以外についても検討を行い、草刈活動支援事業の公募による参加団体数を前年度から1団体増	事業の周知方法について、ホームページや広報以外についても検討を行い、草刈活動支援事業の公募による参加団体数を前年度から1団体増	事業の周知方法について、ホームページや広報以外についても検討を行い、草刈活動支援事業の公募による参加団体数を前年度から1団体増

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり
 重点方針： 12. 市民参画・連携の推進

取組	地域公共交通のり・デザイン				
取組部署	政策部 政策推進課				
関連部署					
現状と課題	市が運行する地域公共交通は、コミュニティバスと乗合タクシーを運行しているが、乗合タクシーの延べ利用者数が年々増加する一方で、コミュニティバスは利用者数がコロナ禍前まで回復しておらず、一部では路線の維持基準を下回るなど、利用が低調な路線がある。また、地域公共交通の運行経費は、燃料費の高騰や人件費の上昇等により年々増加しており、持続的な運行への影響が懸念される。このようなことから、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域住民、交通事業者、行政の三位一体での輸送サービス見直しの検討や運行経費の適正化に取り組む必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	地域住民、交通事業者、行政の三位一体での共創による公共交通のり・デザインにより、効率的・効果的な地域公共交通体系を確立している。				
	最終目標指標	輸送サービスの内容を見直し、運行を開始した地区数（小学校区）：6地区			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、交通事業者、行政の三位一体での協議を通じた、輸送サービス見直しの考え方に基づき、地域公共交通計画の改定を行う。 ・改定を行う地域公共交通計画に基づき、新たな輸送サービスの導入に向けた実証運行等を行う。 ・実証運行等の取組について、評価・検証を行い、効率的・効果的な輸送サービスの本格運行を実施する。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	地域公共交通計画の改定	新たな輸送サービスの実証運行	新たな輸送サービスの本格運行	新たな輸送サービスの継続運行	新たな輸送サービスの継続運行

新規

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 12. 市民参画・連携の推進

取組	多様な主体と連携したネイチャーポジティブの促進				
取組部署	産業環境部 環境課				
関連部署					
現状と課題	<p>生物多様性国家戦略2023-2030により、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブの実現」が目標に掲げられ、地方自治体に対して地域におけるネイチャーポジティブの実現と、生物多様性を活用した地域課題解消の取組が求められた。</p> <p>このことから、令和5年度に「かめやま生物多様性共生区域認定制度」を創設し、多様な主体による生物多様性保全の取組を促進し支援する制度の運用を開始した。</p>				
最終目標 (目指す姿)	多様な主体により地域の生物多様性が保全されている。また、企業等がこれらの保全活動を支援しており、生物多様性を活用した地域課題を解決する取組が進んでいる。				
最終目標指標	かめやま生物多様性共生区域の累計認定数22件（年2区域以上認定）				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性が保全されている区域を「かめやま生物多様性共生区域」として認定し、区域の見える化を行う。 ・認定区域の情報発信や活用を推進し、認定区域と支援を希望する企業等をマッチングする。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま生物多様性共生区域認定制度の認定（2区域） ・認定区域の情報発信や活用、企業とのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま生物多様性共生区域認定制度の認定（2区域） ・認定区域の情報発信や活用、企業とのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま生物多様性共生区域認定制度の認定（2区域） ・認定区域の情報発信や活用、企業とのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま生物多様性共生区域認定制度の認定（2区域） ・認定区域の情報発信や活用、企業とのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま生物多様性共生区域認定制度の認定（2区域） ・認定区域の情報発信や活用、企業とのマッチング

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 13. 民間活力の活用促進

取組	新たな官民連携手法の検討				
取組部署	総務財政部 財務課				
関連部署	全課・室				
現状と課題	<p>市民ニーズが複雑化する中、厳しい財政状況において、限られた行政資源だけで地域の課題を解決することは困難になってきている。</p> <p>また、多種多様な官民連携の手法がある中で、業務委託や指定管理者制度は実施しているものの、活用事例は大きく増えてはいない状況である。</p> <p>費用対効果を検証した上で、市民サービスの向上や経費の削減を進めるため、民間活力の活用の促進をし、多様な主体との連携について、検討を重ねる必要がある。</p>				
最終目標 (目指す姿)	民間事業者等の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減をする。				
最終目標指標	新たなPPP（官民連携）導入の推進				
取組内容	民間事業者等の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげるため、新たなPPP（官民連携）手法の検討及び現行の手法の見直しを行う。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携手法の調査・研究 ・新たな官民連携手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携手法の調査・研究 ・新たな官民連携手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携手法の調査・研究 ・新たな官民連携手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携手法の調査・研究 ・新たな官民連携手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携手法の調査・研究 ・新たな官民連携手法の検討

継 続

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 13. 民間活力の活用促進

取組	借上型市営住宅の推進				
取組部署	建設部 建築住宅課				
関連部署					
現状と課題	<p>市営住宅は、住居の確保が困難な状況である低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯及び外国人などの住宅確保要配慮者に対して、低廉な家賃で住居を提供するものである。現況の亀山市営住宅は、民間賃貸住宅を活用した借上型市営住宅が95戸あるものの、市が建設した市営住宅は、耐用年数を超過し、老朽化が著しいことから、入居者の安全の確保や市営住宅への需要を見込みながら、必要に応じた借上型市営住宅の確保が必要である。</p> <p>(令和6年度) 借上型市営住宅戸数：90戸（累計）</p>				
最終目標 (目指す姿)	住宅確保要配慮者に対して、入居者の安全が確保された借上型市営住宅戸数が確保されている。				
最終目標指標	借上型市営住宅戸数：134戸（累計）				
取組内容	耐用年数を超過し、老朽化が著しい市営住宅からの住替え及び用途廃止を行うとともに、民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保に取り組む。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	借上型市営住宅戸数：106戸	借上型市営住宅戸数：113戸	借上型市営住宅戸数：120戸	借上型市営住宅戸数：127戸	借上型市営住宅戸数：134戸

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり
 重点方針： 13. 民間活力の活用促進

取組	ネイチャーポジティブ経営の促進による、民間活力を活用した生物多様性の保全と活用				
取組部署	産業環境部 環境課				
関連部署					
現状と課題	<p>生物多様性国家戦略2023-2030により、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブの実現」が目標に掲げられ、この実現のため「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が発表され、事業者に対してネイチャーポジティブに資する経営の実践が求められた。</p> <p>ネイチャーポジティブ経営は、企業にとって企業価値の向上やビジネスチャンス獲得等のメリットがあるとされるが、市内企業はこうした現状への対応が不十分である。このため、令和7年度に市・市内金融機関・亀山商工会議所が市内企業のネイチャーポジティブ経営の取組促進に向けた協議を開始した。</p>				
最終目標 (目指す姿)	市・市内金融機関・亀山商工会議所の共催によるネイチャーポジティブ経営セミナー等を通じ、市内企業が率先してネイチャーポジティブ経営に取り組み、企業価値向上等のメリットを享受している。				
	最終目標指標	市・市内金融機関・亀山商工会議所によるネイチャーポジティブ経営セミナー等の開催(年1回以上)			
取組内容	ネイチャーポジティブ経営セミナーの開催により、生物多様性保全と両立した経営を支援する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	セミナー等の開催検討	セミナー等の開催(年1回以上)	セミナー等の開催(年1回以上)	セミナー等の開催(年1回以上)	セミナー等の開催(年1回以上)

拡 充

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 13. 民間活力の活用促進

取組	包括的民間委託の導入と継続				
取組部署	建設部 建設管理課				
関連部署	建設部 土木課、市民文化部 地域サービス室				
現状と課題	道路、河川等のインフラが急速に老朽化する中、従来の維持管理手法では多様化する行政ニーズに対応しきれず、加えて、専門的な知識を有する技術職員の確保が難しくなっていることも、持続可能なインフラ管理体制の構築における大きな課題となっている。				
最終目標 (目指す姿)	維持管理業務の合理化・効率化を進めることにより、コストを縮減するとともに住民サービスの質を高め、持続可能で効率的な行政運営を実現する。さらに、技術職員の定着を促し、技術継承の仕組みを整えることにより、将来にわたり安定した専門性と体制を確立する。				
最終目標指標	道路インフラメンテナンスにおける持続可能な維持管理体制の構築				
取組内容	令和7年度に実施した包括的民間委託導入検討調査の結果を踏まえ、包括的民間委託を導入し、継続的な運用を図る。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	包括的民間委託 発注準備	包括的民間委託 導入	包括的民間委託	包括的民間委託	包括的民間委託

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり
 重点方針： 13. 民間活力の活用促進

取組	官民連携事業の導入と継続				
取組部署	上下水道部 下水道課				
関連部署					
現状と課題	地方公共団体が抱えている下水道職員の不足、施設の老朽化に伴う更新需要の増加等の課題を解決し、執行体制の確保や効率的な事業運営等により、下水道事業の持続に向けた取り組みが必要である。				
最終目標 (目指す姿)	民間事業者が持つ人材・技術力を活用し、維持管理と更新設計を長期間で一体的に行い、コストの削減や支出の平準化を図ることにより、施設管理の持続的で効率的な管理体制を構築し、下水道事業を維持することで、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。				
	最終目標指標	官民連携方式の業務委託ウォーターPPPの導入と継続			
取組内容	下水道分野におけるウォーターPPPの導入により施設の点検・調査・改築計画を長期間で一体的に実施する。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	官民連携業務委託の公募	官民連携業務委託の開始及び複数年契約	官民連携業務委託の複数年契約継続	官民連携業務委託の複数年契約継続	官民連携業務委託の複数年契約継続

継 続

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 14. 行政機関の横断連携と強化

取組	鈴鹿亀山地区広域連合との連携				
取組部署	政策部 政策推進課				
関連部署	総務財政部 総務課				
現状と課題	人口減少が進行する中、限られた行政経営資源の下、持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。				
最終目標 (目指す姿)	鈴鹿亀山地区広域連合での広域連携を通じ、事務事業を効果的かつ効率的に実施できている。				
最終目標指標	鈴鹿亀山地区広域連合での広域連携により実施した事務事業の数：2事業				
取組内容	効率的で効果的な行政経営を図るため、「鈴鹿亀山地区広域連合広域計画」に基づく広域的な取組を継続するとともに、新たな取組に関する調査研究を進める。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	取組の継続と調査研究	取組の継続と調査研究	取組の継続と調査研究	取組の継続と調査研究	取組の継続と調査研究

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 15. 共助による支え合いの基盤の強化

取組	I C Tを活用した情報交流の推進				
取組部署	市民文化部 まちづくり協働課				
関連部署					
現状と課題	<p>インターネットを利用した情報共有システム「クロジカ」を活用して、市と地域まちづくり協議会、或いは、地域まちづくり協議会相互の情報交流に努め、地域まちづくり計画の実現を図っている。地域の課題解決と地域まちづくり活動の活性化につなげるため、引き続き、地域まちづくり協議会の I C Tに関する理解度の平準化を図りつつ、I C Tを活用した情報交流を推進する必要がある。</p> <p>(令和6年度末) 情報共有システム「クロジカ」への地域まちづくり協議会からの情報発信回数：44件/年</p>				
最終目標 (目指す姿)	I C Tを活用した情報交流により、地域まちづくり協議会が地域の課題解決に取り組み、個性ある地域の活力が創出される。				
最終目標指標	情報共有システム「クロジカ」への地域まちづくり協議会からの情報発信回数を令和7年度を含め毎年度4件の増加(令和12年度末68件)				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり協議会の運営情報の毎月の更新やイベントチラシ等の情報共有システムへの掲載を支援する。 ・地域まちづくり協議会のニーズに応じたシステム導入の検討や生成A Iを活用した機関誌やチラシ作成などの研修を実施する。 				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムへの運営情報等の掲載(52件/年) ・情報共有システムを活用したオンライン研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムへの運営情報等の掲載(56件/年) ・情報共有システムを活用したオンライン研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムへの運営情報等の掲載(60件/年) ・情報共有システムを活用したオンライン研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムへの運営情報等の掲載(64件/年) ・情報共有システムを活用したオンライン研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムへの運営情報等の掲載(68件/年) ・情報共有システムを活用したオンライン研修の開催

継 続

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

重点方針： 15. 共助による支え合いの基盤の強化

取組	地域防災力の向上				
取組部署	危機管理監 防災安全課				
関連部署					
現状と課題	<p>自主防災組織については、関心の低さや自治会固有の特性により結成に至っていない自治会があるため、防災講座や自治会長との対話等により結成を促していく必要がある。地域で作成する地区防災計画については、地域住民だけの作成が難しいと感じられていることや、負担が大きいという課題等があることから、市が作成したサンプルの配布・説明を行うとともに、作成支援を積極的に行う必要がある。</p> <p>(令和7年10月1日時点) 自主防災組織結成率：80.9% 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：6地区</p>				
最終目標 (目指す姿)	市内全ての自治会等で自主防災組織が結成されるとともに、全ての地域で地区防災計画が策定されることで、災害時における自助・共助による地域防災力の向上を図る。				
最終目標指標	自主防災組織結成率：85% 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：22地区				
取組内容	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援

目 標： ③協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり
 重点方針： 15. 共助による支え合いの基盤の強化

取組	健都サポーター育成による地域での健康活動の拡大				
取組部署	健康福祉部 健康推進課				
関連部署					
現状と課題	すべての市民が、主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて生き生きと健康に生活できる社会にするために、市民の主体的な健康づくりや健康都市の考え方の浸透を図り、地域での健康活動の拡大に向けた人材育成を推進する必要がある。 (令和6年度末) 健都サポーターの育成人数：79人				
最終目標 (目指す姿)	「健康都市」の実現のため、市民の主体的な健康づくりや健康都市の考え方の浸透を図り、健都サポーターを核とした地域での健康活動や市民の主体的な健康活動が積極的に行われている。				
	最終目標指標	健都サポーターの育成人数：160人			
取組内容	健康に関する知識の習得と実践の場として「かめやま健康都市大学」を運営し、市民への健康都市の理解の深め、健康を基軸とした講座の充実を図る。 大学での学びと実践を活かし、市民自身の健康への意識を高め、主体的な健康活動の実践を促進するため、健都サポーターを核とした地域での健康活動の拡大に向けた人材育成を行う。				
実施年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年度計画	・テーマを持った亀山健康都市大学の講座の実施 ・健都サポーターの育成・支援	・テーマを持った亀山健康都市大学の講座の実施 ・健都サポーターの育成・支援	・テーマを持った亀山健康都市大学の講座の実施 ・健都サポーターの育成・支援	・テーマを持った亀山健康都市大学の講座の実施 ・健都サポーターの育成・支援	・テーマを持った亀山健康都市大学の講座の実施 ・健都サポーターの育成・支援

第4次亀山市行財政改革大綱実施計画（令和8年3月）

三重県亀山市総務財政部財務課財政行革グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

TEL：0595-84-5030

FAX：0595-82-9955

E-mail：zaisei-g@city.kameyama.mie.jp

URL：https://www.city.kameyama.mie.jp/